鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第２期）

目次

序章 1

1　計画策定の背景と目的 1

2　計画期間 2

3　計画の策定体制 2

4　計画の策定経緯 5

第１章　鎌倉市の歴史的風致形成の背景 7

1　自然的環境 7

(1)　位置 7

(2)　地形・地質・水系・植生 8

(3)　気象 12

(4)　緑地等 13

2　社会的環境 14

(1)　市町村の合併経緯 14

(2)　土地利用 15

(3)　人口動態 16

(4)　交通機関 18

(5)　産業 19

(6)　観光 20

3　歴史的環境 24

(1)　歴史 24

(2)　関わりのある人物 37

4　文化財等の分布状況 41

(1)　国指定等文化財 43

(2)　県指定文化財 52

(3)　市指定文化財 52

(4)　主な未指定文化財 53

(5)　特産品・工芸品等 54

(6)　日本遺産 55

(7)　埋蔵文化財 61

第2章　鎌倉市の維持及び向上すべき歴史的風致 63

1　鎌倉市における歴史的風致の概要及び分布状況 63

2　鎌倉市の維持及び向上すべき歴史的風致 66

(1)　社寺における祭礼・行事や信仰にまつわる歴史的風致 66

(2)　海にまつわる歴史的風致 128

(3)　若宮大路周辺における営みにみる歴史的風致 146
(4)　鎌倉遊山にみる歴史的風致 160
(5)　周遊観光にはじまる「江ノ電」にみる歴史的風致 169
(6)　別荘文化に由来する歴史的風致 182
(7)　歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致 211

第3章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針 231
1　歴史的風致の維持及び向上に関連するこれまでの取組・成果 231
(1)　歴史的建造物の保存活用に関する取組・成果 232
(2)　歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する取組・成果 232
(3)　歴史的遺産を取り巻く自然環境に関する取組・成果 234
(4)　歴史的遺産の保存・公開活用に関する取組・成果 238
(5)　地域の伝統文化の継承に関する取組・成果 239
(6)　取組の計画的・持続的な推進に関する取組・成果 240
2　歴史的風致の維持及び向上に関する課題 241
(1)　歴史的建造物の保存活用に関する課題 241
(2)　歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題 242
(3)　歴史的遺産を取り巻く自然環境に関する課題 242
(4)　歴史的遺産の保存・公開活用に関する課題 243
(5)　地域の伝統文化の継承に関する課題 244
(6)　取組の計画的・持続的な推進に関する課題 244
3　既存計画 245
(1)　鎌倉ビジョン 2034・鎌倉ミライ共創プラン 2030★更新中★ 246
(2)　鎌倉市都市マスタープラン 247
(3)　鎌倉市環境基本計画★更新中★ 249
(4)　鎌倉市立地適正化計画 250
(5)　鎌倉市景観計画★更新中★ 251

(6)　国指定文化財の保存活用（管理）計画 252
(7)　鎌倉市交通マスタープラン★更新中★ 254
(8)　鎌倉市文化推進プラン 21 257
(9)　鎌倉市風致保全方針 259
(10)　鎌倉市観光基本計画★更新中★ 260
(11)　鎌倉にふさわしい博物館基本計画（予定）★更新中★ 261
(12)　鎌倉市緑の基本計画 262
(13)　鎌倉市緑地維持管理計画★中間見直し予定★ 264
(14)　鎌倉市地域防災計画・津波避難計画 265
(15)　鎌倉市観光客等地震・津波対策ガイドライン 269
(16)　鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画） 269
(17)　鎌倉農業振興地域整備計画・鎌倉市農業振興ビジョン 270
(18)　鎌倉市水産業振興計画 270
(19)　鎌倉市公共施設再編計画・鎌倉市公共施設等総合管理計画 271
(20)　鎌倉市公的不動産利活用推進方針 271
(21)　古都中心市街地まちづくり構想 272
(22)　鎌倉市本庁舎整備方針・鎌倉市本庁舎等整備基本構想 273
(23)　鎌倉市庁舎現在地利活用基本構想 273
(24)　鎌倉市無電柱化推進計画 274
(25)　鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン 275
4　歴史的風致の維持及び向上に関する方針 276
(1)　歴史的建造物の保存活用に関する方針 276
(2)　歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する方針 276
(3)　歴史的遺産を取り巻く自然環境に関する方針 277
(4)　歴史的遺産の保存・公開活用に関する方針 278
(5)　地域の伝統文化の継承に関する方針 279
(6)　取組の計画的・持続的な推進に関する方針 279
5　計画の実現に向けた推進体制 280

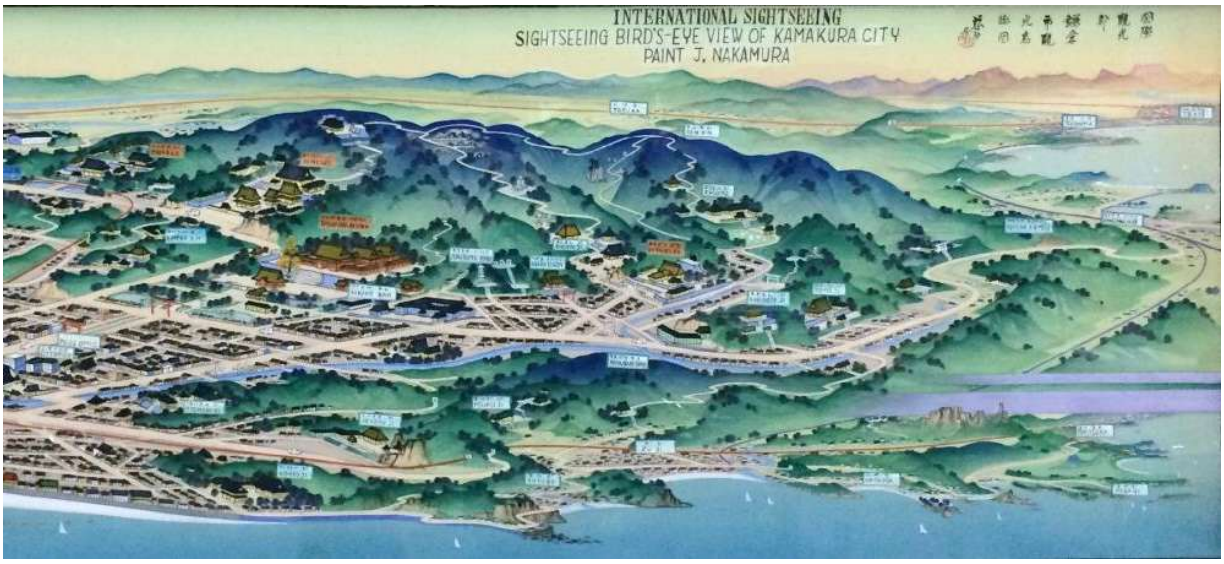

中村慈郎画 「国際観光都鎌倉市観光鳥瞰図」（昭和 25～26 年頃） 鎌倉市教育委員会蔵

第4章　重点区域の位置及び区域 283

1　重点区域の設定の考え方 283

2　重点区域の位置及び区域 284

(1)　歴史的風致の分布 284
(2)　重点区域の位置 286
(3)　重点区域の区域 286
(4)　重点区域の名称・面積 287

3　重点区域の設定の効果 290

4　重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 290

(1)　古都保存法との連携 290
(2)　都市計画法との連携 292
(3)　景観計画・景観条例との連携 297
(4)　屋外広告物条例との連携 302
(5)　無電柱化推進計画・無電柱化条例との連携 304
(6)　国指定文化財の保存活用（管理）計画との連携 305

第5章　文化財の保存又は活用に関する事項 307

1　鎌倉市全体に関する事項 307

(1)　文化財の保存・活用の現況と今後の方針 307
(2)　文化財の修理（整備）に関する方針 309
(3)　文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 310
(4)　文化財の周辺環境の保全に関する方針 311
(5)　文化財の防災に関する方針 311
(6)　文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 311
(7)　埋蔵文化財の取扱いに関する方針 312
(8)　教育委員会等の体制と今後の方針 313
(9)　各種団体の状況及び今後の体制整備の方針 314

2　重点区域に関する事項 315

(1)　文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 315
(2)　文化財の修理（整備）に関する具体的な計画 316
(3)　文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 317
(4)　文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 318
(5)　文化財の防災に関する具体的な計画 318
(6)　文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 319
(7)　埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 319
(8)　各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画 320

第6章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項……321

1　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針……321

2　重点区域における事業……321

(1)　歴史的建造物の保存活用に関する事業……321
(2)　歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する事業……322
(3)　歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業……322
(4)　歴史的遺産の公開活用に関する事業……322
(5)　地域の伝統文化の継承に関する事業……323
(6)　取組の計画的・持続的な推進に関する事業……323

3　事業一覧……325

(1)　歴史的建造物の保存活用に関する事業……325
(2)　歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する事業……332
(3)　歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業……343
(4)　歴史的遺産の公開活用に関する事業……351
(5)　地域の伝統文化の継承に関する事業……356
(6)　取組の計画的・持続的な推進に関する事業……360

4　第1期計画において完了済みの事業一覧……362

(1)　歴史的建造物の保存活用に関する事業……362
(2)　歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業……363
(3)　歴史的遺産の公開活用に関する事業……364
(4)　地域の伝統文化の継承に関する事業……365

第7章　歴史的風致形成建造物の指定の方針……367

1　歴史的風致形成建造物の指定方針等……367

(1)　歴史的風致形成建造物の指定方針……367
(2)　歴史的風致形成建造物の指定基準……367
(3)　歴史的風致形成建造物の指定対象……367
(4)　歴史的風致形成建造物候補一覧……368

第8章　歴史的風致形成建造物の維持及び管理の方針に関する事項……373

1　歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本方針……373

2　個別の事項……373

(1)　県指定文化財・市指定文化財である歴史的風致形成建造物……373
(2)　登録有形文化財である歴史的風致形成建造物……373
(3)　景観重要建造物または鎌倉市景観重要建築物等である歴史的風致形成建造物……373
(4)　(1)～(3)以外の歴史的風致形成建造物（法・条例による指定等を受けていない建造物）374

3　各種の手続等……374

附録

1　写真・図表リスト

2　参考資料

用語の意味

１　この計画書では、本市の地勢や歴史、行政としての取組などを詳述する際、「鎌倉」という言葉が多用されることから、様々な場面において使われる「鎌倉」の意味を次のとおり定義する。

(1)　鎌　　倉：それぞれの時代において「鎌倉」と呼ばれていた範囲

(2)　鎌 倉 市：現在の鎌倉市域の範囲

(3)　鎌倉地域：現在の鎌倉市における五つの地域（鎌倉地域、腰越（こしごえ）地域、深沢（ふかさわ）地域、大船（おおふな）地域、玉縄（たまなわ）地域）のうち、鎌倉地域の範囲

(4)　　市　　：行政としての鎌倉市

２　次の用語については、法律等により定義されている。

(1)　歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）」

(2)　歴史的風土：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第１号。以下「古都保存法」という。）」

(3)　風致：都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観

「都市計画法及び都市計画運用指針 第８版（平成 27 年６月４日一部改正）」